

#### 4) 児童青少年性的虐待予防プログラム

児童性的虐待予防は子供たちに自分の体の安全を守るためのルール、自分の身を守るためにとるべき手段、方法等を含んでいる。ロサンジェルス大司教区では現在、下記の年齢相応のプログラムを提供している。

- VIRTUS® Teaching Touching Safety
- Good-Touch/Bad-Touch®
- “Safe Environment Criteria and Outcomes for High Schools”

小教区/学校では以上のプログラムのいずれかを選択することができる。父兄たちが子供が何を学んでいるかをよく知り、子供の“第一の重要な教育者”としての役割を果たす上での情報と材料を提供し、このプログラムに参加するように招いている。詳しくは(213)637-7460に電話するか、下記にアクセスする。

[www.la-archdiocese.org/protecting/safeguard/Pages/education.aspx](http://www.la-archdiocese.org/protecting/safeguard/Pages/education.aspx)

#### 5) 経歴及び適格審査（憲章13章）

全司祭、小教区/小教区立学校の有給職員、ボランティア等通常子供、青少年と接する仕事に携わっている者は指紋を採ることが義務付けられている。(213) 637-7411に電話するか又は下記にアクセスすることによって情報を知ることができる。

[www.la-archdiocese.org/hr/Pages/fingerprinting.aspx](http://www.la-archdiocese.org/hr/Pages/fingerprinting.aspx)

#### 6) ロサンジェルス大司教区の児童性的虐待 予防方針

ロサンジェルス大司教区では小教区及び小教区立学校において生徒及び青少年の安全な環境づくりに関する厳格な方針及び手段を提供している。これらは以下の事項を含んでいる。

##### “ゼロ容認”

ボランティアとして年少者と働いている者への指針  
子供または青少年と有給又はボランティアの身分で  
学、高校生と働く者へのロサンジェルス大司教区の境界に関する指針  
メーガン法令の手続き方法

これら又他の指針を調べる為には下記へ  
[www.la-archdiocese.org/protecting/](http://www.la-archdiocese.org/protecting/)

#### 7) 児童性的虐待の報告

当司教区内の司祭、助祭、学校の教職者、管理者その他、職員等はカリフォルニア州法により、報告の義務がある。上記の人物の誰かが児童が虐待または放置されている“理由のある疑い”の報告を受けた場合には該当する児童保護局又は法的施行機関に報告する義務がある。疑いのある児童虐待の報告に関する事項は [www.la-archdiocese.org/protecting/vam](http://www.la-archdiocese.org/protecting/vam) を参照して下さい。

もし、あなたが現在虐待を受けている、過去にうけた、又はだれかが現在うけているのを知っている場合、直接児童保護局法的施行機関に又は犠牲者援助奉仕職に連絡して援助を求めることができます。又は犠牲者援助局（800）335-2545に連絡して、レポートし、援助を求める、又は下記の法的施行機関に連絡又は援助を求めることができます。緊急の場合には911にかけて下さい。

##### Los Angeles郡:

LA郡児童虐待緊急用直通電話(ホットライン): (800) 540-4000  
全児童虐待調査管理局: (213) 486-0530  
LA郡保安局:  
特定犠牲者部(24時間) (562) 946-8531  
刑事と直接話す場合 (526) 946-7960  
カリフォルニア州外からロサンジェルスの児童保護局に連絡する場合: (213) 639-4500

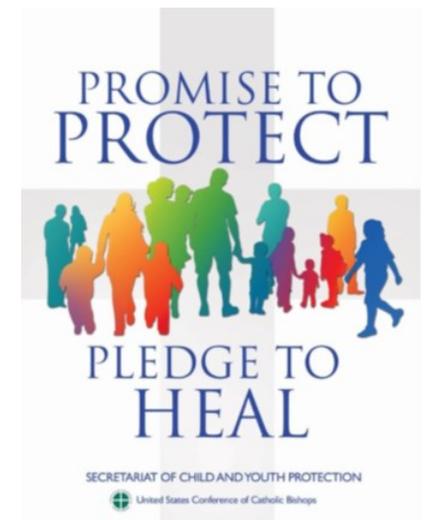
##### Santa Barbara郡:

サンタバーバラ子供虐待緊急用直通電話  
(ホットライン): (800) 367-0166  
地区司法長官犠牲者・目撃者援助局:  
(805) 568-2400

##### Ventura郡:

ベンチュラ郡児童虐待緊急直通電話(ホットライン):  
(805) 654-3200  
地区司法長官犠牲者奉仕局:  
(805) 654-3622

## 共に働きましょう 子供への性的虐待を 予防するために 2017



### ロサンジェルス大司教区

方針  
要目  
資料



キリストに於ける兄弟、姉妹の皆さんへ

2002年7月に米国カトリック司教団は、児童、青少年保護に関する第一の憲章を発行しました。過去15年間にわたり、ロサンゼルス大司教区は児童虐待予防指針、処置、プログラム、資料をもって実行にうつし先導してきました。

憲章が発行されて以来、当大司教区の児童保護事務局は、300,000人の成人をVIRTUS®、子供の性的虐待予防成人認識プログラムで、又1.4百万人以上の児童、青年を児童用プログラムで養成しました。加えて、更に168,000人の教会の職員の指紋採取により、経歴及び適格審査を行いました。

私たちの小教区、学校、奉仕職、共同体で児童、青年たちの安全を守るために、献身的に働いて下さる皆様、ありがとうございます。皆で一致協力して目的を達成しましょう。私はすべての子供たち、家庭を聖母マリアのいつくしみ深い御保護のもとにゆだねます。

+ José H. Gomez

ホセ H. ゴメス  
ロサンゼルス大司教

## 年少者に対する性的虐待 - 広がる社会的問題

子供への虐待は恐ろしい社会現象である。多くの研究、調査によれば、完全に意見が一致しているわけではないが、40%の女の子、30%の男の子が幼児期や青年期に虐待をうけている。しかもその大部分は親戚、親族の者による性的虐待である。私たちは、“神の民”として、どこにいてもいかなる性的虐待をも防ぐように団結して働くように召されている。

## 年少者に対する性的虐待に関する教会指導要項

教会の教えは子供、青少年に対する性的虐待を重大な罪とする。**カトリック教会のカテキズム**は“近親相姦に類するものなかに保護をゆだねられた子供や青少年に対して大人が犯す性的危害がある。この場合、その生涯に及ぶ傷跡を残すほどの青少年の身体的、精神的保全を損なうつまづきの罪、教育的責任に関する違反という二つのことによって罪の度合いは倍増される。”と言っている。(2389)

## 子供と青少年保護の憲章

子供と青少年保護の憲章は2002年にアメリカ合衆国司教団によって採択された。この重要な書類には教会の子供に関する**根本的な基準**と性的虐待の予防に積極的に働くための具体的な計画が含まれており、この憲章の実行要項は下記の通りである。

### 1) 犠牲者援助奉仕部は犠牲者が癒しを見出すよう援助する。

ロサンゼルス大司教区の犠牲者援助奉仕事務局は2002年4月に設立され、大司教区内で働いている司祭、修道者、信徒、ボランティア等による過去、現在の性的虐待の訴訟を取り扱っている。この事務局は犠牲者が治療の段階での必要な援助を与えられることを確認する一方、安全な理解ある環境の中で彼らを迎える責任がゆだねられている。

次の場合には犠牲者援助事務局

(800) 355-2545に連絡すること。

- ロサンゼルス大司教区で働いている司祭、助祭、またはその他による非行を報告する場合。
- 大司教区の現行の誓約、プログラム、その他の性的虐待にあった犠牲者、生存者への援助等の報告、資料を入手したい場合。
- 他の司教区で虐待を受けたものを報告し、その司教区で援助を受ける為、その司教区の当時に連絡したい場合。

[www.la-archdiocese.org/org/protecting/vam](http://www.la-archdiocese.org/org/protecting/vam)

### 2) 子供安全保護の事務局及び小教区の子供安全保護委員会の養成。

子供安全事務局の設定と小教区の委員会結成はロジャーマホーニ枢機卿によって2002年に指令された。子供安全保護の事務局は小教区の常任委員会と児童の虐待の防止に関する教育、及び教材、環境安全指針及び手続きの施行について援助している。

[www.la-archdiocese.org/org/protecting/safeguard](http://www.la-archdiocese.org/org/protecting/safeguard)

### 3) 大人の為の子供の性的虐待予防教育

VIRTUS® “神の子たちを保護しつつ”の講座は成人用の三時間のコースである。そこでは児童性的虐待予防の五つの基礎段階について教える。このプログラムは通常、定期的に児童、青少年と接する仕事に携わっている人々に義務付けられており、約70,000人の司祭、職員、ボランティア、父兄がこのプログラムに参加した。

さらに詳しく知りたい場合は (213) 637-7227又は <http://virtusonline.org/virtus/> で調べることができる。